

成長ファイナンス推進会議 －中間報告－

2012年5月8日

我が国の経済は、良質な労働力、高い技術力、および円滑な資金供給の下に成長を続けてきた。しかしながら、足もとでは資金は存在するものの、必要な主体に十分に行き届いていない状況にある。こうした状況を打破し、我が国経済が活力を取り戻すためには、成長マネーの供給拡大を図ることが必要である。

我が国の成長マネーをめぐる状況としては、まず、1,500兆円の家計金融資産はあるものの、銀行部門・市場部門を通じた多様でバランスの取れた金融仲介（金融仲介の複線化）が十分に進んでおらず、国民の安全・安定志向もあって多くが現預金として保有されているなど、成長マネーの供給源として必ずしも有効活用されていないことが挙げられる。また、既存の金融仲介機能についても、資金を必要とする主体に十分な資金が行きわたっていない、特にイノベーションのために重要な創業支援、事業再生期への資金の供給が不十分、との指摘がある。さらに、今後も見込まれるアジアの成長を取り込むことが、我が国経済の成長力の向上、継続の鍵であり、我が国投資家のアジアへの投資やアジア資金の我が国への呼び込みを促進することが重要な課題となっている。

こうした課題に対して、第1回成長ファイナンス推進会議で、①遊休資金の有効活用、確定拠出年金の拡充等による「資金供給源の拡大」、②官民連携による成長マネーの供給拡大、不動産投資市場の活性化、中小企業の創業支援・事業再生の枠組みの整備等による「仲介・支援機能の強化」、③アジア域内での資金循環の円滑化等による「海外市場との関係強化」を当面の検討課題と位置づけ、5回にわたり実行会議を開催し、具体的な対応策について検討を行なった。

また、民主党から成長ファイナンス推進会議に対して「成長ファイナンス戦略」の提案を受けた。今後、各課題について、集中討議期間を設けて精力的に議論したうえで、年央のとりまとめに向けて検討を進めていく。

1. 資金供給源の拡大

我が国には、多額の家計金融資産があるものの、その資産構成においては、現預金での保有割合が突出しており、諸外国と比較しても特異ともいえる状況。成長に向けた資金供給源の拡大の重要性が高まる中、家計金融資産に多様な資産運用を促すことが必要である。

(1) 遊休資金の有効活用（休眠預金）

<基本的考え方>

家計金融資産の中には、当面あるいは将来の使用目的が明確でなく、据え置かれているものも少なくない。例えば、休眠預金は、長期にわたって入出金がなく、所有者の所在が不明であり、遊休資産の典型。

これらの点を踏まえ、この休眠預金に目的を与え、経済・社会の成長に広く役立てるため、休眠預金を成長マネーの資金供給源として有効活用することを検討する。

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

多様な関係者の関心を踏まえて、休眠預金の活用に向けた議論を進めるに当たって、以下の3点を前提に検討を進めることとした。

- ・ 預金者からの支払要求には応じる仕組みにする
- ・ 過去の休眠預金に遡って活用の対象とはしない
- ・ しかるべき法的措置を講じる

また、国内の休眠預金の実態と海外での休眠預金の活用状況について調査を行った。主な内容は、以下のとおり（調査結果については、別添参照）。

- ・ 発生・払戻し状況
金額ベース：発生約 850 億円、払戻し約 350 億円（払戻し率約 40%）、
口座数ベース：発生約 1,300 万口座、払戻し約 75 万口座（払戻し率約 6%）
- ・ 金額階層別分布：残高 1 万円以上が口座数では数%、金額では約 90%

今後さらに、法的論点、休眠預金の移管・管理・払戻し等に係る事務フローの在り方、付随するコストの把握とそれを踏まえた組織・体制の在り方等について議論を進め、とりまとめまでに、休眠預金を活用するための具体的な仕組み・制度案を提示するとともに、実現に向けて残る論点・留意点の検討スケジュールを明らかにする。

(2) 確定拠出年金の拡充

<基本的考え方>

自助努力による老後資産の形成を促進する年金制度として確定拠出年金が導入されてから10年が経つが、確定給付型の規模(70兆円)に対し、確定拠出は5.4兆円に留まっている。確定拠出年金については、①家計による投信投資を通じた成長マネーの供給源、②企業に対して年金制度の選択をより柔軟化して成長力を高める、③世代間の不公平への対処に先鞭をつけるという特徴があり、成長マネーの供給拡大の観点から、制度拡充を図るべきである。

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

年金確保支援法(平成24年1月施行)によりマッチング拠出が可能となり、継続投資教育の実施も開始されたが、さらなる制度拡充を図る観点から、①拠出規模の拡大、②加入対象者の拡大、③資産運用の改善策を検討した。

①拠出規模の拡大：マッチング拠出に限度額があるため、従業員拠出が事業者拠出より低くならざるを得ないケースもある。マッチング拠出の実施状況の結果も踏まえ、従来の限度額の考え方との関係も整理しつつ、限度額を拡大する方向で見直しの検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

また、老後の資産形成支援という観点から、拠出限度額を複数年度で管理する方法など限度額の使い残しへの対策についても実務的な観点から検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

②加入対象者：被用者年金制度の一元化や社会保障・税一体改革の考え方との整合性も整理しつつ、公務員や専業主婦への拡大について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

③資産運用の改善：継続投資教育に加え、年金運用の基本原則たる分散投資の促進に向けた施策を講じる。そのための具体策の検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

なお、日本版ISA(導入から3年間で毎年100万円までの上場株式、投資信託投資に係る非課税措置)については、23年度税制改正大綱において、上場株式等の配当・譲渡所得等の20%本則税率化に併せて、経済金融情勢が急変しない限り、26年1月に導入することとされている。今後、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供するという観点も踏まえ、25年度税制改正要望に向け、検討を進める。

（３）今後検討する施策

民主党「成長ファイナンス戦略」（別紙）の内容を踏まえ、今後、さらに以下の施策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

- ・ 確定拠出年金の拡充^{（注）}
- ・ 公的・準公的セクターにおける資産運用の改革
- ・ 日本銀行による成長資金供給力強化の要請
- ・ 休眠預金の活用^{（注）}
- ・ 官民連携によるマイクロ金融プラットフォーム
- ・ 世代間資産移転促進制度（仮称）　－教育資金積立－
- ・ 世代間資産移転促進制度（仮称）　－不動産－

（注）現在本会議において検討を進めているが、民主党「成長ファイナンス戦略」での指摘も踏まえ、さらなる検討を行っていくもの。

2. 仲介・支援機能の強化

成長マネーの供給拡大に向けては、資金供給源を拡大しても、それを成長マネーとして仲介し、資金の受け手を支援する仕組みが脆弱では意味がない。しかし、我が国では、貸出がすう勢的に減少しているうえ、市場を通じた資金供給も十分ではなく、特に創業や再生の局面ではその傾向が強い。再生については、中小企業金融円滑化法等の期限を来年 3 月末に控え、抜本的な対応が必要な状況にある。また、不動産投資市場も活性化が進まず、資産デフレが続いており、経済全体の活性化を阻む要因となっている。

（１）官民連携による成長マネーの供給拡大

＜基本的考え方＞

我が国において、短期的には民間から成長マネーが積極的に供給されることが望みにくい中、公的な資金を民間からの資金供給拡大の呼び水として活用し、官民が連携のうえ必要な資金を円滑に供給しつつ、中長期的な民間主体の成長マネー供給拡大につなげていくことが必要である。そのため、既存の産業革新機構に加えて、6次産業化を進める農林漁業や利用料金収入により資金回収を行うインフラの整備・維持管理等（PFI 事業）に関連して機構を新設する。その際、機構への民間の参画を通じ、民間の知見・ノウハウを十分に活用する仕組みを構築していくことが重要である。

①農林漁業成長産業化ファンド（農林漁業成長産業化支援機構）

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

農林漁業成長産業化支援機構の設立に向けて、法案を今国会に提出（2月7日閣議決定）したが、ファンドの実効ある運営にあたっては、①民間の知見・ノウハウを活用し、効率的な経営を図るため、機構の役職員、投資判断を行う委員会の委員、地域ファンドに民間が参加する仕組み、②民間の専門家による個別相談等6次産業化を推進する支援施策と連携し、機構やファンド活用の成功事例のノウハウが民間に共有されることによる民間主体の成長マネー供給の拡大が重要である。これらについて、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案の成立を前提に、機構発足に向けて検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

②官民連携インフラファンド（民間資金等活用事業推進機構）

我が国では、国・地方とも厳しい財政状況にあるうえ、今後、高度経済成長期に集中投資したインフラの整備・更新の必要性が高まっていく見込みにあり、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要である。特に、受益者が負担する利用料金収入により資金回収を行う独立採算型等のPFI事業を、リスク性資金を官民が連携しながら供給しつつ、増加させることが必要である。

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

官民連携インフラファンド（民間資金等活用事業推進機構）について、機構を設立するPFI法の改正法案を今国会に提出（2月10日閣議決定）したが、ファンドの実効ある運営に当たっては、①民間の知見・ノウハウを活用し、効率的な経営を図るため、機構の役職員、投資判断を行う委員会の委員等に民間が参加する仕組み、②公共施設等の管理者等に対して専門家を派遣又は助言する仕組みが必要である。これらについて、改正PFI法案の成立を前提に、機構発足に向けて検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

機構の投資先であるPFI事業が増加すれば、成長マネーの供給拡大に資することから、現在検討中の①PFIの利用手続きの簡素化、②入札手続きに際し民間事業者の提案を事前に反映させる仕組みの導入、③多様な投資家からの資金調達のための株式・債権・契約上の地位の譲渡に関するルールの策定なども参考に、独立採算型等のPFI事業の増加に向けた取組みについて検討を進める。

また、官民連携インフラファンドの投資対象となるPFI事業につき、関係各省庁・地方公共団体において案件の掘り起こし・事業化の促進に積極的に取り組む。

③レベニュー債

民間資金によるインフラ投資という観点からは、収益性のある事業において、事業収入等を返済原資とする、いわゆるレベニュー債を活用することが期待できる。東日本大震災の被災自治体においては、24年度税制改正において、公社等が発行するレベニュー債に対し、非居住者の受取利子非課税制度が導入されたところ。

民間資金を活用した地方自治体による財源調達手段の多様化のため、全国自治体における発行ニーズや地方財政上の位置づけも踏まえつつ、全国自治体の公社等によるレベニュー債の活用のあり方について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

④産業革新機構

<これまでの検討内容と今後の取組み方針>

産業革新機構は、21年7月に設立され、これまでの支援決定総額は24件で約4,000億円（24年4月時点）。今後も引き続き、先端的な基礎技術の事業展開、ベンチャー企業等の事業拡大、事業の再編・統合、海外企業の買収などに対して資金支援等を行っていく。特に、アーリーステージ案件（いわゆるベンチャー企業への投資）についても一層強化すべく、機構の人員の増強等チーム体制の整備について検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。その際、アーリーステージ案件への支援を着実に進めていくとの観点から、産業革新機構の支援はハンズオンで行うとの原則の中で、ベンチャーキャピタル（VC）等ファンドへの投資を含め、民間の人材・知見・ノウハウの活用についても検討を行う。

⑤官民連携ファンドの立ち上げ支援に向けたフォローアップ

新設の2つのファンドが先行する産業革新機構を参考にすること等により、官民連携ファンドの立ち上げを支援する観点から、その立ち上げ進捗状況をフォローアップする。フォローアップは、成長ファイナンス推進会議または同実行会議で、①民間出身者の知見を活かした迅速なかつ独立した意思決定体制の確保、②投資案件の収益性や投資回収の蓋然性判断の考え方等について、議論する。

(2) 不動産投資市場の活性化

<基本的考え方>

我が国の不動産ストックは、老朽化・遊休化が進んでおり、その再生・有効活用が必要となっている。一方、国内外の民間資金は、様々な運用先を求めている。不動産投資市場は、これらの橋渡しをする重要な役割を担っており、マ

一ケットメカニズムを活用した不動産への投資を促進し、不動産価値を向上させることが必要である。そこで、不動産投資市場の中核的な存在であるJ-REIT市場の活性化や不動産市場の透明性向上等の対策を推進する。

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

不動産の取得、再生等に対して出資を募り、収益を分配する不動産特定共同事業について、SPC（特別目的会社）の活用を認めることにより、倒産隔離性を確保し、民間資金の導入を促進するため、法改正案を今国会に提出（2月28日閣議決定）。

今後は、J-REIT市場の活性化のため、J-REITの資金調達手段の多様化等による財務基盤の安定性向上や運営・取引の透明性確保に向けて検討を進め、次期通常国会に所要の法案を提出する。また、マクロ経済政策などに資するとともに、不動産市場の透明性の向上・活性化の促進に繋がる不動産価格指数を、国際指針に基づいて作成しており、本年度中に試験運用を開始する。

（3）中小企業の創業支援・事業再生の枠組みの整備

＜基本的考え方＞

新規企業の起業・創業は、経済・社会の新陳代謝と経済成長、雇用創出に重要な役割を果たしている。我が国の起業・創業の状況は諸外国に比べて低調であり、起業・創業の拡大につながる支援が重要である。

また、我が国雇用者の約7割を抱える中小企業について、事業再生が必要なケースでも十分には進んでおらず、中小企業金融円滑化法等の期限到来に向けて、その阻害要因を解明し、事業再生推進に向け抜本的な対策を講じることが急務である。

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

創業支援については、日本政策金融公庫による無担保・無保証人融資、保証協会の保証制度、中小企業基盤整備機構（中小機構）による投資ファンドの組成などの支援スキームを実施しているところであるが、さらに、以下に取組む。

①ベンチャー企業への成長マネー供給円滑化策

優れた経営支援で実績を挙げているVCによる、他のVCへのノウハウ指導・育成を政策的に支援することで、VCの経営支援機能を強化する。

また、種類株式がベンチャー投資において活用されるよう普及・啓蒙を図る。これらについて具体策の検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

さらに、3月3日から“ちいさな企業”未来会議で中小企業政策の見直し・討

議を行っているが、この中で抽出された中小・小規模企業の創業支援に関する施策について具体的に検討を行い、その結果をとりまとめに反映させる。

②個人保証制度の見直し等による創業支援

個人保証制度について、法制審議会で民法（債権関係）の改正論議が進められているところであるが、それと並行して、政府系金融機関に加え民間金融機関でも第三者保証を原則徴求しない取扱いを徹底し、経営者本人保証についても、創業支援の観点から、問題点やその対応策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映する。

③中小企業金融円滑化法等の最終延長を踏まえた中小企業の経営・再生支援

中小企業金融円滑化法等の期限の最終延長に対して、監督指針の改正や資本性借入金の積極的活用を促進するほか、財務及び会計の専門的知識を有する者による中小企業への支援事業を通じ、中小企業の経営力の強化を図るため「中小企業経営力強化支援法案」を今国会に提出（3月2日閣議決定）するとともに、企業再生支援機構・中小企業再生支援協議会・金融機関が連携して中小企業を経営支援する政策パッケージを策定した（4月20日公表）。その上で、関係省庁・関係機関と連携し、早急に政策パッケージの具体化を図る。

さらに、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるための施策を引き続き検討する。

なお、財政投融资について、中小企業金融や官民連携による資金供給を含め、現下の厳しい財政状況の中で、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用していくこととする。

（４）今後検討する施策

民主党「成長ファイナンス戦略」（別紙）の内容を踏まえ、今後、さらに以下の施策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

- ・農林漁業成長産業化ファンド、官民連携インフラファンドの活用^{（注）}
- ・日本再生投資基金（仮称）の創設
- ・金融円滑化法からの着実な移行^{（注）}
- ・大学発ベンチャーの育成
- ・個人保証制度の見直し^{（注）}
- ・金融機関の出資規制の見直し
- ・金融規制等の改革
- ・Ｊリート（不動産投資法人）の不動産買取能力の向上^{（注）}

- ・現物出資促進のための環境整備
- ・証券化手法を活用した不動産の環境対応、耐震性の向上^(注)
- ・不動産ノンリコースローン長期化促進のための環境整備
- ・PFI 株式・債権譲渡解禁^(注)
- ・本格的レベニュー債市場の創設（特定目的信託の活用等）
- ・カバードボンド市場の創設
- ・政府系金融機関の戦略的活用と再編
- ・財政投融资の活用^(注)

（注）現在本会議において検討を進めているが、民主党「成長ファイナンス戦略」での指摘も踏まえ、さらなる検討を行っていくもの。

3. 海外との関係強化

（1）アジア域内での資金循環の円滑化

＜基本的考え方＞

我が国経済が成熟期に入る一方、アジア諸国経済は高成長を続けており、国内と比べ海外での資金需要が旺盛。こうした状況下、日本の投資家によるアジアへの投資促進、日本企業によるアジアへの進出拡大によりアジアの成長の果実を得るほか、日本がアジアの主たる金融資本市場となるべく、総合的な取引所の創設を図る施策をはじめとして多面的な施策を講じ、アジア域内の資金循環を円滑にしていくことが、日本市場、企業、投資家にとって有益。

＜これまでの検討内容と今後の取組み方針＞

① アジア債券市場の整備

アジア各国による債券市場の育成に向けた取り組みにより、アジア債券市場は発達しつつあるが、アジア域内で資金が循環するようさらに債券市場を整備していくことは、域内経済、市場の発達に大きく資するもの。

これまで、ASEAN+3 の「アジア債券市場育成イニシアティブ」の下で、アジア企業による現地通貨建て債券発行の促進（信用保証・投資ファシリティの設立等）や域内のクロスボーダー債券取引の促進（ASEAN+3 債券市場フォーラム（ABMF）による各国債券市場における制度面（税制・規制等）・決済インフラ面双方の課題の分析）を進めてきた。今後も引続き、我が国の民間専門家と協力し東京プロボンド市場を参考とするなど、我が国がイニシアティブを発揮しつつ、ABMF においてアジア域内の「域内債券共通発行プログラム」の策定（25 年末を目処）や債券決済事務処理の標準化等に取り組む。

②総合的な取引所

諸外国において取引所間の統合・再編を巡る動きが進展し、世界的に激しい競争にさらされている中、我が国市場がアジアのメイン・マーケットを目指すためには、証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱うことのできる「総合的な取引所」の実現が重要な課題。

こうした問題意識の下、金融商品取引法等の改正案を今国会に提出（3月9日閣議決定）したが、今後、金融商品取引所、商品取引所、取引業者その他の関係者に対して、総合的な取引所の実現に向けて協力するよう要請するとともに、行政上の相互連携を確保するため、「商品先物取引活性化協議会（仮称）」を設置し、商品先物取引と金融商品取引の連携等の幅広いテーマについて定期的な協議などを行うとともに、取引所等の動向について引き続きモニタリングを行っていく。

③制度金融による海外ビジネスの後押し

企業の海外展開が進む中、必要となる資金の供給策の充実は、事業の成功の鍵。また、債務危機を受けて、欧州金融機関がアジアから撤退している中、我が国金融機関にとっても企業への資金供給を増加させることで、海外でのプレゼンス向上を進める好機。

海外に進出する中小企業に対しては、日本政策金融公庫の債務保証や日本貿易保険（NEXI）の保険等を活用して海外現地金融機関からの資金調達を円滑化するため、「中小企業経営力強化支援法案」を今国会に提出（3月2日閣議決定）した。既存の外為特会から国際協力銀行（JBIC）への融資を活用したスキーム等とともに活用を進める。

また、海外ビジネスにおいて資金ニーズが高まっている、①海外拠点と第三国との取引への支援について JBIC、NEXI と、②収入が現地通貨建てのインフラプロジェクトにおける現地通貨建ての資金調達への支援について JBIC、国際協力機構（JICA）、NEXI とともに検討を進め、海外での活動・競争力強化、マーケットシェア向上等を後押しする。これらについて具体策の検討を進め、とりまとめまでに結論を得る。

（2）今後検討する施策

民主党「成長ファイナンス戦略」（別紙）の内容を踏まえ、今後、さらに以下の施策について検討を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

- ・ 汎アジアの発行・流通制度、清算・決済システムの構築^{（注）}
- ・ 中堅・中小企業のアジア進出支援^{（注）}
- ・ インフラシステム輸出支援^{（注）}

- ・石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）のファイナンス機能強化
- ・アジア都市投資ファンド（仮称）
- ・総合取引所の創設^{（注）}

（注）現在本会議において検討を進めているが、民主党「成長ファイナンス戦略」での指摘も踏まえ、さらなる検討を行っていくもの。

4. とりまとめに向けて

各施策について、これまでに検討を進め今後の取組みに一定の方向性を定めてきたが、引き続き、成長マネーに関する課題と対応策について、供給側と需要側の両面から「骨太な」議論を行い、今後はより具体的な方策についてとりまとめまでに結論を得ることとする。

また、「今後検討する施策」として掲げた施策や、追加すべき重要課題について、今後議論を進め、その結果をとりまとめに反映させる。

以 上

1. 休眠預金の発生・払戻状況 ①概要

(別 添)

A 銀行等金融機関

	発生(a)	払戻し(b)	払戻し率 (b)/(a)
金額ベース	約850億円	約350億円	約40%
口座数ベース	約1,300万口座	約75万口座	約6%

(注) 銀行等金融機関：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫
非公表データからの年間実績に基づき推計（口座数ベースは22年3月末を基に推計）
発生口座の1口座当たり平均額：約 6,500円
払戻口座の1口座当たり平均額：約47,000円

B 農漁協系統金融機関

	発生(a)	払戻し(b)	払戻し率 (b)/(a)
金額ベース	約24億円	約6億円	約25%
口座数ベース	約58万口座	約4万口座	約7%

(注) 23年3月末の非公表データ
発生口座の1口座当たり平均額：約 4,100円
払戻口座の1口座当たり平均額：約15,000円

1. 休眠預金の発生・払戻状況 ②推移

(単位:億円)

金融機関	21年3月期		22年3月期		23年3月期	
	発生	払戻	発生	払戻	発生	払戻
A銀行等	846	344	883	326	882	341
B農漁協系統	22	7	21	5	24	6
計	868	351	904	331	906	347

(注) 各金融機関の非公表データより集計

銀行等：銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫

(参考) 郵便貯金の権利消滅額

区分	21年3月期	22年3月期	23年3月期
権利消滅額	29億円	37億円	234億円

(注) 満期後20年が経過し、催告書発送後2か月を経過しても払戻しの請求等がない場合、貯金者の権利は消滅する。

2. 休眠預金発生額の金額階層別分布／口座維持手数料

①. 休眠預金発生額の金額階層別分布

	1万円以上	1万円未満
金額ベース	約90%	数%
口座数ベース	数%	約90%

(注) 銀行等金融機関のうち、一部金融機関からのヒアリングに基づく推計

(参考) カナダの休眠預金は、1口座当たり平均約27,000円(2011年12月末)
1,000カナダドル(約75,000円)以上の休眠預金は、口座数ベースで約7%弱、
金額ベースで71%(為替レートは2011年12月末)

②. 預金口座の口座維持手数料

[日本] 日本において大半の銀行は口座維持手数料をとっていない。

A銀行(準大手) 1,200円/年(2年間異動のないものに限る)、B銀行(ネット系) 189円/月

[日本国内外資系]

C銀行 2,100円/月

[米国]

D銀行 US\$8.00(660円)/月 E銀行 US\$8.95(740円)/月 F銀行 US\$5.00(410円)/月

[英国]

G銀行 £6.50(860円)/月 H銀行 £8.00(1,061円)/月

[カナダ]

I銀行 C\$4.00(330円)/月

※口座維持手数料は、一般的な口座の場合であり、預金種別により異なることに留意。

※為替レートは2012年3月末

3. 諸外国における休眠預金の制度（中間報告）

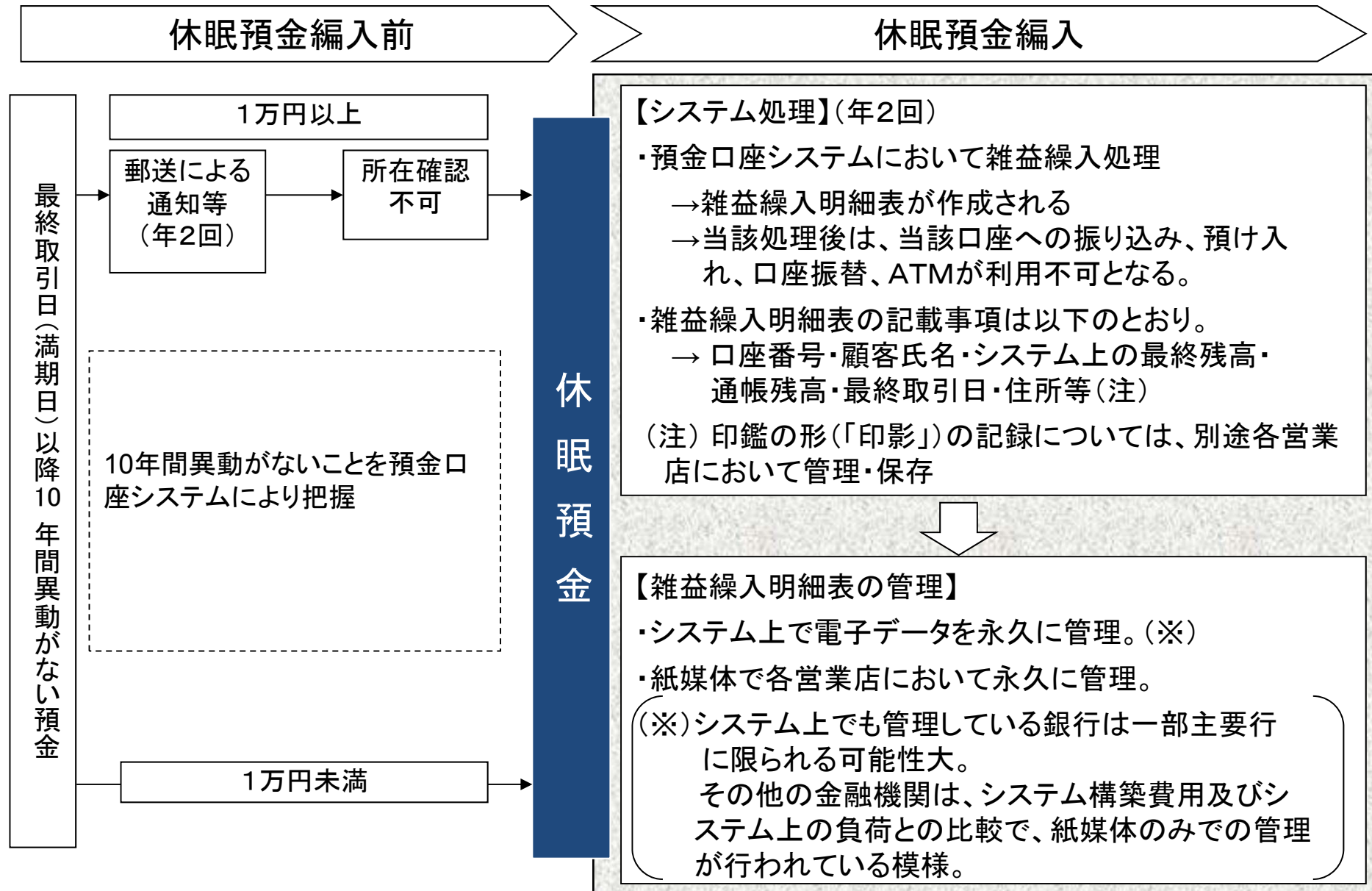
現在、調査中。法制上の仕組みに関する論点、活用実績はまとめ次第報告。
現時点で判明している情報は以下のとおり。（※今後の調査の進捗により修正あり得る）

国名	休眠期間	口座移管先	移管後の対応
米国	・休眠期間3年～7年程度の預金（州別に規定）	・各州の未請求債権管理部署	・払戻請求時：返還 ・預金者照会先：州政府 ・管理：州政府
カナダ	・休眠期間10年の預金	・中央銀行	・払戻請求時：金額により差異 1,000カナダドル以上（100年後没収） 1,000カナダドル未満（30年後没収） ・預金者照会先：中央銀行 ・管理：中央銀行
仏国	・休眠期間10年の預金	・貯蓄供託公庫（政策金融機関）	・払戻請求時：返還（20年に限り） ・預金者照会先：貯蓄供託公庫 ・管理：貯蓄供託公庫
英国（注）	・休眠期間15年の預金	・「請求基金（Reclaim Funds）」	・払戻請求時：返還 ・預金者照会先：基金等 ・管理：基金（社会福祉事業等に利用）
韓国（注）	・休眠期間5年の預金	・「休眠預金管理財団」	・払戻請求時：返還 ・預金者照会先：取引金融機関 ・管理：基金（社会福祉事業等に利用）

（注）英国、韓国においては、休眠預金を検索することができるシステムを開発・導入している

4. 我が国の休眠預金の金融機関での事務フロー ①発生～管理

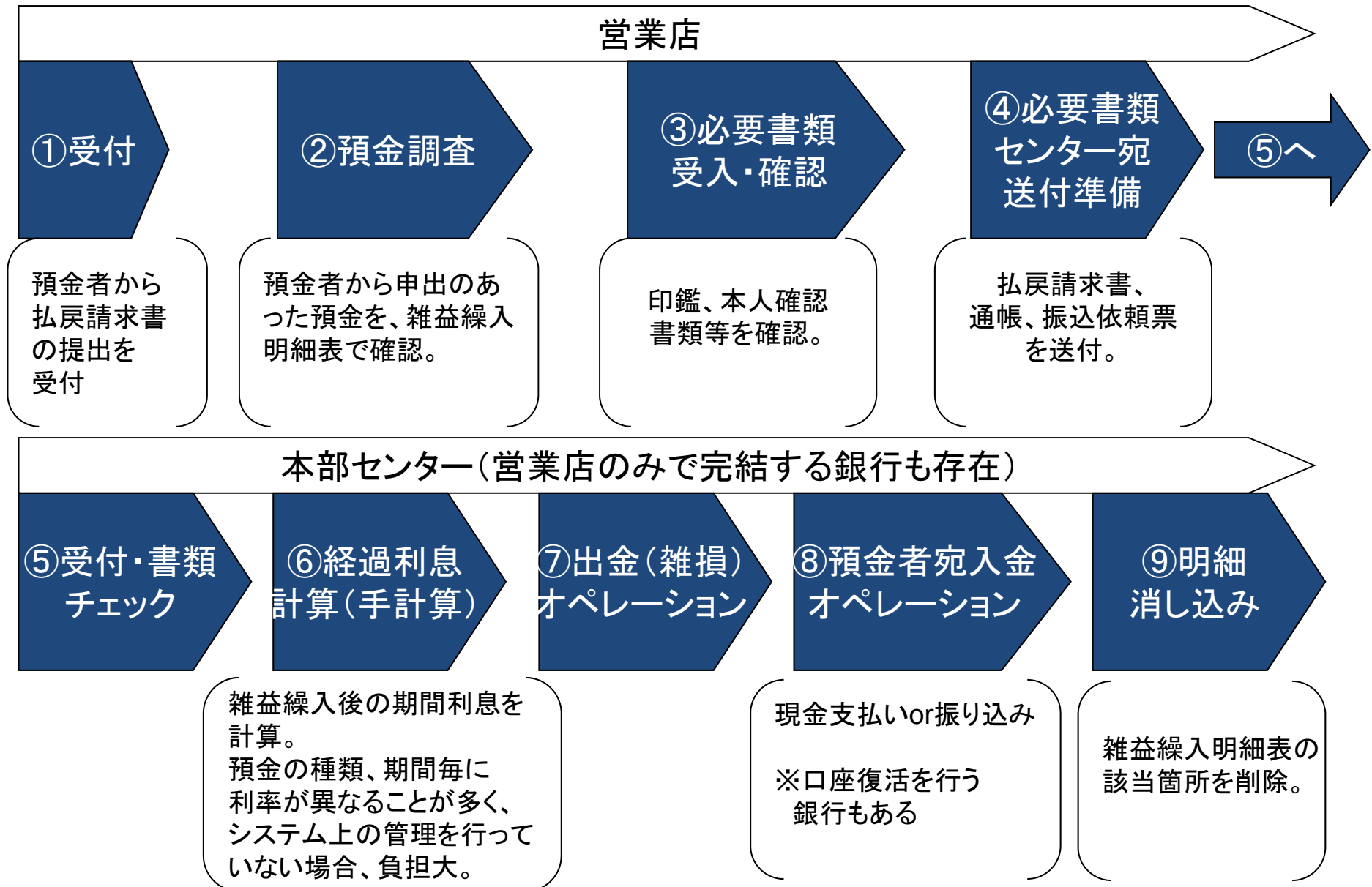
【一部主要行の場合】(注)



(注) 金融機関ごとに取扱いが異なる可能性が大きいことに留意が必要

4. 我が国の休眠預金の金融機関での事務フロー ②払戻

【一部主要行の場合】(注)



(注)金融機関ごとに取扱いが異なる可能性が大きいことに留意が必要

(別 紙)

資料 1 と同じ